

質問回答書

下記のとおり、令和8年度西区認知症あんしん検診業務に係る質問について、回答します。

No.	質問	回答
1	セミナー開催頻度について、9～12月までの4か月間で月1回ずつの実施は可能か。 不可の場合、9～12月までの4か月間で6回の実施は可能か。	厳冬期を避け、9～12月で実施することは可能です。より多くの聴講の機会を設けたいことから、実施回数については最低でも6回は確保したいと考えています。
2	セミナーについて、1講演あたりどのくらいの時間が適当か。その時間を満たさないと、プロポーザルに参加できないか。	実施要領13(1)に記載のとおり、プロポーザル終了後、本市と委託候補者となった者との協議において、契約締結へ向け、提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるとしており、プロポーザル参加資格に講演時間の規定はありません。事業の目的である「区民の認知症予防への意識向上」及び「区民が認知症への理解を深め、共生できる地域づくり」を推進しうる内容・時間をご提案ください。
3	認知機能検査の対象年齢について、40～79歳と制限を設けてよいか。	区民へ広く認知症予防の大切さや早期発見・早期治療の大切さを啓発するために行うもので、高齢者に年齢制限を設けることは考えていません。 なお、検査できない方への対応については、委託候補者と別途検討することとします。
4	認知機能検査実施後、本人が希望・承諾している場合、同日に有料の別検査を実施してもよいか。	保険請求上問題がなければ可能と考えています。
5	認知機能検査の週2回のとらえ方について、週1回の同日の午前・午後に実施できる場合、週2回とみなしてよいか。	受験者の受け入れ枠が減少しないこと、区民の利便性を考慮し回数を設定いただけるのであれば、週2回を週2コマ（同日午前・午後）と考えていただいて構いません。
6	簡易的な認知機能検査では、認知症・MCIの確定診断はできないが、診断をつけることは必須か。	診断をつけることは必須ではありませんが、簡易検査で受診勧奨となった方をどのように支援するかについてご提案ください。 なお、詳細は契約締結前に協議の上、決定となります。
7	認知機能検査・セミナー参加者リストについて、最低限必要なヒアリング項目を教えてほしい。	詳細は契約締結前に協議の上、決定することとしています。
8	事業評価の方法とは具体的にどの	事業の目的を果たすことができたかど

令和8年6月19日

	ようなことを記載すればよいか。	うかという視点で量的・質的評価を行うことが望ましいと考えます。なお、評価方法についても、仕様書・事業計画書が確定する際に決定していくことになります。
--	-----------------	--